○国土交通省告示第千四百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　中国横断自動車道岡山米子線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高梁市有漢町上有漢字石久呂畝七八六五番二から同市有漢町上有漢字中ザ七八五〇番二まで	前	最小 六〇	九三
	後	最小 四五	

○国土交通省告示第千四百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎県児湯郡都農町大字川北字湯牟田六〇〇一番五から同県児湯郡都農町大字川北字龍ヶ平八一一五番二地先まで	前	最小 四六七	一、三〇〇
	後	最大 四七七 最小 一〇	
宮崎県児湯郡川南町大字川南字宮田上六五三〇番一二地先から同県児湯郡川南町大字川南字角谷下一五二番三地先まで	前	最大 二六七 最小 二三	一〇、九四〇
	後	最大 二六七 最小 一〇	
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字竹鳩四六三二番五地先から同県児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原四八五一番九まで	前	最大 八五 最小 二三	六四二
	後	最大 八五 最小 一〇	

○国土交通省告示第千四百八十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
東九州自動車道	宮崎県児湯郡都農町大字川北字湯牟田六〇〇二番六から同県児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸四九一九番まで	平成二十四年十二月二十二日十五時

○東北地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形県西村山郡西川町大字海味字東浦三〇一番二二から同町大字海味字町浦四四八番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十一日

○東北地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
青森市大字戸門字土筆山五番一から同市大字戸門字土筆山三番三まで	前	三〇・〇四～三三・八八	〇・〇四〇
	後	三〇・〇四～三六・四五	〇・〇四〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	青森市大字戸門字土筆山五番一から同市大字新城字山田二六五番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十一日

○東北地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	仙台市宮城野区苦竹一丁目一九番一から同市宮城野区苦竹二丁目八一七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十三日

○関東地方整備局告示第四百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号